

第39期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年3月22日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

長野県千曲市雨宮2347-3
株式会社土木管理総合試験所
長野本社4階大会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

決議事項

議案 剰余金の処分の件

議決権行使期間

2024年3月21日（木曜日）午後5時まで

目次

定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	7
連結計算書類	27
計算書類	29
監査報告	31



株主様へのお知らせ

- 本年の株主総会は、株主様の安全を第一に考え、感染症予防および拡散防止のため、対策を講じて開催させていただきます。「株主総会の運営に関するご案内」は、4頁をご参照ください。
- 株主総会会場にご来場される株主様とご来場が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第39期定時株主総会招集ご通知



株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を次頁のとおり開催いたします。まずは、令和6年能登半島地震で被災された皆様ならびにそのご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げますとともに、皆様の安全と被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。当社としても積極的な復興支援活動に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症に対する規制緩和により、経済活動は回復基調にあるものの、世界情勢の変化による原材料の供給不足や資源価格の高騰等、経営環境としては不透明な状況が続いております。その中で当社は「いつの時代も選ばれ喜ばれるDKへ」を掲げ、多様化するニーズにも柔軟に対応できる組織力の強化や人材の育成および、更なるコア事業の価値向上を図り、当社の継続的な成長や企業価値の向上に努め、社会の持続可能な成長に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社事業へのなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年2月29日

長野県長野市篠ノ井御幣川877番地1
株式会社土木管理総合試験所

代表取締役社長 **下平 雄二**

1	日時	2024年3月22日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2	場所	長野県千曲市雨宮2347-3 長野本社 4階大会議室 ※末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご来場ください。
3	目的事項	報告事項 1. 第39期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第39期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 議案 剰余金の処分の件
4	招集にあたっての決定事項	書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

当社ウェブサイト

<https://www.dksiken.co.jp/>

土木管理総合試験所



本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、上記の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。電子提供措置事項は当社ウェブサイトのほか、インターネット上の下記各ウェブサイトにも掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6171/teiji/>

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」または当社証券コードを入力・検索し、「基本情報」/「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2024年3月21日（木曜日）午後5時まで**に到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 会社法改正により、電子提供措置事項について上記各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第19条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」 ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
したがって、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使方法のご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2024年3月22日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

株主総会にご出席いただけない場合

▶ 郵 送



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議決権行使期限

2024年3月21日（木曜日）
午後5時必着



議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社土木管理総合試験所 御中
株主総会日 _____ 議決権の数 _____ XX 股
××××年××月××日
1. _____
2. _____
3. _____
株主番号 _____
株式会社土木管理総合試験所

こちらに、議案に対する賛否をご記入ください。

議案

- ▶ 賛成の場合 : 「賛」の欄に○印
- ▶ 反対する場合 : 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

◎株主総会の運営に関するご案内

株主の皆様は、以下のとおりお願い申し上げます。

<当社の対応について>

- ・株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・受付には、アルコール消毒液を設置いたします。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主総会の議決権行使は、書面による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

<来場される株主様へのお願い>

- ・ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液の噴霧とマスクの着用について、ご協力をお願いいたします。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきますことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・上記の各対応により、例年以上に受付付近の混雑が見込まれますので、なるべくお早目にご来場くださいますよう、お願い申し上げます。

以上、時節柄、ご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案

剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

つきましては、当期末の1株当たりの配当を6円00銭（中間配当とあわせて年間12円）といたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額

当社普通株式1株につき金 6円 00銭

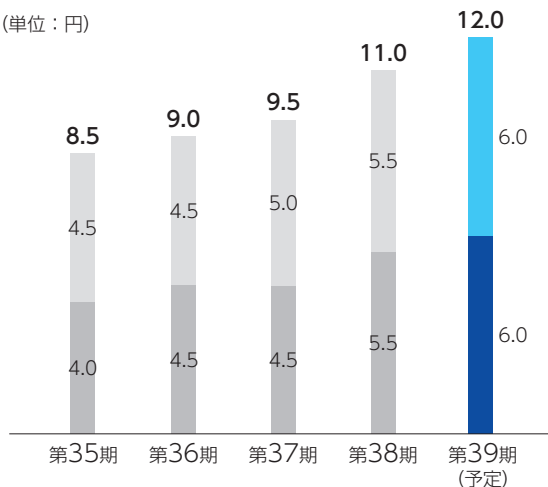
総額 85,226,964円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月25日

ご参考 1株当たり年間配当金

(単位：円)



株主還元に対する考え方

当社は、最近の株主構成の変化、株主の皆様のご要望等を踏まえ、コーポレート・ガバナンスコード（株主平等の原則）も考慮に入れながら、適切な株主還元のあり方について慎重に検討を重ねた結果、配当金による利益還元をより充実させていくことが適切であるとの判断に至り、2019年より株主優待制度を廃止いたしました。

今後も株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識し、従来以上に積極的な配当政策の実行に取り組んでまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

社会に必要とされる 何時の時代にも なくてはならない企業として

経営方針

人々の生活環境が豊かになることを使命とし、
土・水・大気・構造物調査・測量設計等に関わる適切な情報を
スピード・対応力・提案力を持って、
顧客に対し積極的にコンサルテーションを行う。

企業行動指針

自ら考え、自ら変革する創造的人間であれ

Pride

使命感と誇りを持って
社会貢献を果たす

Skill

常に向上心を持ち
自己研鑽に努める

Cost

企業の効率を高め
顧客の利益を図る

1 当社グループの現況

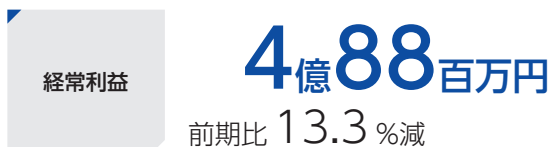
1. 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する制限緩和により正常化が一段と進み、個人消費やインバウンド需要が急速に回復しつつあるものの、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴うエネルギー価格および原材料価格の高止まり、物価上昇と円安、さらには世界的な金融引締めに伴う影響や中東をめぐる情勢などから、依然として先行きは不透明感が残る状況で推移いたしました。当社が属する建設コンサルタント業界でも、資源価格の高騰等により供給面での影響はありますが、一方で激甚化する自然災害に備えるため、国が定めた2025年までの「5ヵ年総額15兆円の国土強靱化計画」が集中的に実施されており土木、河川、農業、電力、空港、通信等々の各分野で公共事業費が上乘せされ高需要が続いております。

このような環境下で、当社グループは、国土強靱化計画による公共事業を効率的に受注するとともに、民間事業の受注も拡大させました。さらにインフラメンテナンス事業では、当社で開発した3Dレーダ搭載車を活用した高速調査・高速解析を実施し、維持管理・更新コストの縮減に貢献し業績を伸ばしました。また、国土交通省が推進するi-Constructionの取組みとともに、グループ会社と協力してBIM/CIM(Building/Construction Information Modeling Management)への取組みにも注力し業務の効率化に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、7,326百万円（前期比4.7%増）、利益につきましては、売上高の増加に伴う外注費の増加や子会社のれんの減損処理により、営業利益474百万円（前期比10.9%減）、経常利益488百万円（前期比13.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益190百万円（前期比45.7%減）となりました。

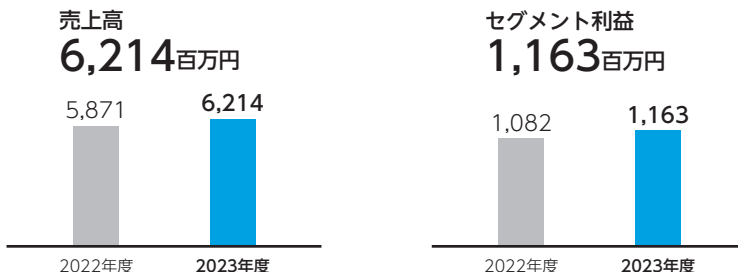
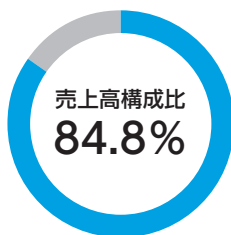
■ 連結財務ハイライト



2. 主要な事業内容とセグメント別の状況

試験総合サービス事業

事業内容 土質・地質調査試験、非破壊調査試験、環境調査試験



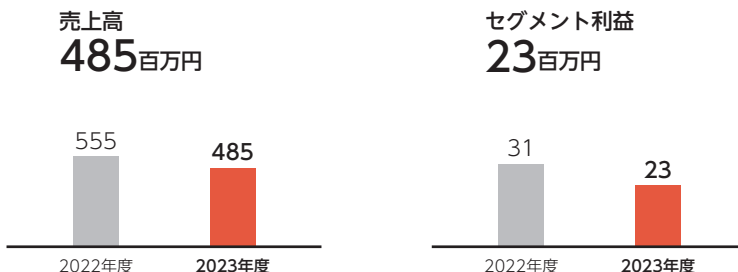
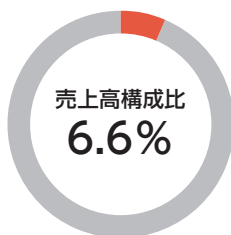
当連結会計期間の試験総合サービス事業の業績は、土質・地質調査試験においては、全国的に地質調査業務が好調で、大型案件の進捗もあり、全社の業績を牽引しました。

非破壊試験業務においては、引き続きインフラ調査の需要は多く、橋梁点検やトンネル点検等の点検業務も繁忙で、堅調な業績となりました。環境調査試験業務においては、法改正による調査・分析案件の増加で市場環境は良く、特にアスベスト建材の調査・分析業務が引き続き好調で業績向上に貢献しました。

以上の結果、セグメント売上高6,214百万円（前期比5.8%増）、セグメント利益1,163百万円（前期比7.3%増）となりました。

地盤補強サービス事業

事業内容 地盤補強工事



地盤補強サービス事業は、一般住宅および中・大型建設物の建設予定地における、地盤調査、地盤補強・改良工事が主な事業の内容となっており、その業績は、一般住宅等の新規着工件数自体は増加傾向との試算もありますが、いまだにコロナ禍前の状況には戻っていない市場環境であります。

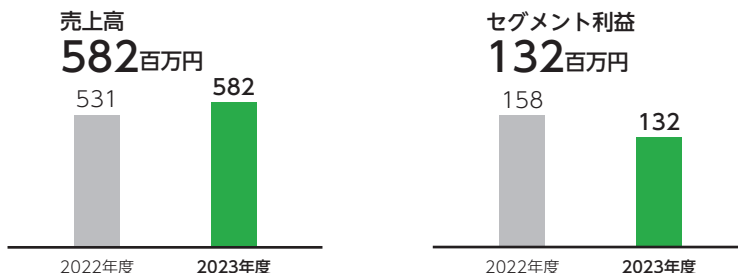
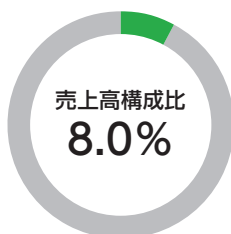
以上の結果、セグメント売上高485百万円（前期比12.6%減）、セグメント利益23百万円（前期比25.5%減）となりました。



ソフトウェア開発販売事業

事業内容

ソフトウェア開発・販売・保守



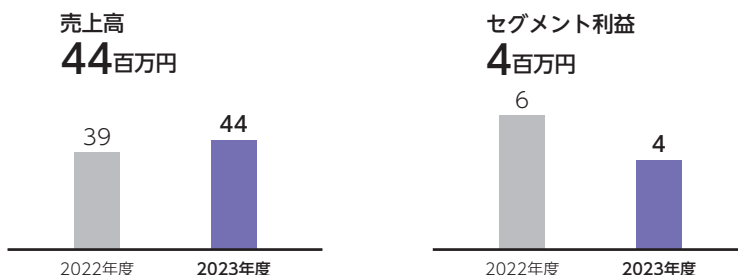
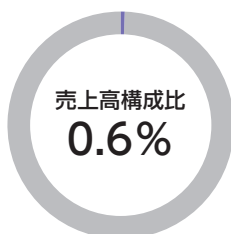
当連結会計期間のソフトウェア開発販売事業の業績は、グループ会社である株式会社アイ・エス・ピーと株式会社アドバンスドナレッジ研究所のソフトウェア販売が主な収益であり、解析業務、アカウント利用料、保守料金、ソフトウェアの新規販売が進んだことで堅調に推移いたしました。しかしながら、労務費および人件費の増加の影響を受け、セグメント売上高582百万円（前期比9.7%増）、セグメント利益132百万円（前期比16.2%減）となりました。



その他事業

事業内容

試験・検査機器販売



その他事業の業績には、試験機器販売事業が含まれており、セグメント売上高44百万円、セグメント利益は4百万円となりました。

3.対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、政府の国土強靱化政策のもと、インフラ老朽化対策、防災・減災対策等の社会インフラの整備が必要とされるなかで、激甚化する自然災害の復旧・復興事業への対応、さらにリニア中央新幹線事業などの大型事業を中心に、引き続き堅調な業況推移が見込まれる一方、災害リスク、DX推進、カーボンニュートラルへの対応などに関する社会的要請も一層高まると想定されます。

このような状況のなか、当社は変化する社会ニーズに対しの確かつ効率的に応え、成長していくための経営上の対処すべき課題について以下を掲げ取組んでおります。

1 技術力の向上とサービスの充実・拡大による対応力の強化

急速に変化する世況とともに多様化する顧客のニーズに柔軟に対応するために、調査・試験並びに設計・工事の各項目の充実や品質の向上を図り完結型サービスの業務範囲を拡大してまいります。

また、新技術の開発や新規事業の導入を推進し、防災・減災、地域社会への貢献と社会問題解決に寄与できるよう取組んでまいります。

2 試験センターの充実及び営業エリアの拡大

当社の特徴であり基幹業務である室内試験および分析の領域拡充のため、3試験センター（中央試験センター、西日本試験センター、東日本試験センター）への設備投資を充実させることで、さらなる受注拡大と効率的な処理体制を確立し、対応力の強化を推進します。

また、F C店（フランチャイズ店）の拠点展開により地域に密着したかたちで受注拡大を図ります。

3 人材の確保と育成による対応力の強化

当社の技術力の根源である技術者の不足は深刻な状況にありますが、人的資本に対する投資を充実させ、急速な環境の変化にも対応できる人材育成を積極的に推進してまいります。また、従業員が自発的・自律的に成長できる機会を提供し、そのパフォーマンスを最大限に発揮することができる、より働きやすい職場づくりをすることで社員のエンゲージメントの向上を図ります。さらに、当社独自のP S（パートナー・シップ）制度やF C店（フランチャイズ店）の設置を拡充し、人材不足に影響されにくい体制を整えてまいります。

4 他社との差別化

国土交通省が推進する建設現場のi-Construction化および、BIM/CIM(Building/ Construction Information Modeling Management) により建設現場の施工管理が大きく変化してきており、当社では長年培ってきた調査・試験・分析技術に加えてAI、自動化などの最新技術を組合せることで品質向上や生産性の向上を図り、他社にないソリューションを提供し他社との差別化を図ってまいります。

5 海外展開

ベトナム関連会社のC.E.Labへ、当社業務のオフショアリングを強化し、グループ全体のキャパシティ向上を図るため、海外の優秀な人材に新たな業務習得のための教育強化をいたします。また、日本の顧客から点群処理や3D-CADなどの特殊業務の直接受注も図り、さらなる展開を推進してまいります。

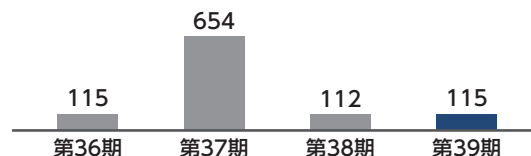
6 リスクマネジメントの強化

自然災害やウイルス、細菌による感染症など、予期せぬ大規模な災害が発生した場合でも、被害を最小限にとどめ、業務を継続できるよう、業務インフラ、緊急時連絡体制、本社屋、各試験センターなどの各設備の見直しを行い、事象に応じたBCP（企業継続計画）を作成して定期的な見直しを行ってまいります。また、昨今の地政学的リスクの影響は当業界でも大きくなりつつあり、当社にしかない付加価値の向上を図り、適正価格の受注をすることで、世況に影響されない体制の整備を進めてまいります。

4. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は115百万円であります。その主なものは試験機器の購入であります。

●設備投資額の推移（単位：百万円）



5. 資金調達の状況

該当事項はありません。

6. 財産および損益の状況の推移

1 企業集団の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第36期 2020年1月から 2020年12月まで	第37期 2021年1月から 2021年12月まで	第38期 2022年1月から 2022年12月まで	第39期 2023年1月から 2023年12月まで
売上高	6,207	7,341	6,998	7,326
経常利益	410	590	565	488
親会社株主に帰属する当期純利益	293	213	349	190
1株当たり当期純利益	(円) 20.19	14.88	24.62	13.38
株主資本利益率 (ROE)	(%) 6.7	4.9	7.6	4.1
総資産	6,088	6,915	6,997	6,861
純資産	4,400	4,358	4,573	4,631
自己資本比率	(%) 72.3	63.0	65.4	67.5

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を前連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2 当社の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第36期 2020年1月から 2020年12月まで	第37期 2021年1月から 2021年12月まで	第38期 2022年1月から 2022年12月まで	第39期 2023年1月から 2023年12月まで
売上高	6,059	6,637	6,082	6,146
経常利益	508	465	719	572
当期純利益	378	201	549	265
1株当たり当期純利益	(円) 26.09	14.06	38.65	18.68
株主資本利益率 (ROE)	(%) 8.4	4.5	11.3	5.3
総資産	6,118	6,729	7,080	6,968
純資産	4,512	4,458	4,871	5,003
自己資本比率	(%) 73.7	66.3	68.8	71.8

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中の平均発行済株式数で算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を前会計年度の期首から適用しており、前会計年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

7. 重要な親会社および子会社の状況

1 親会社の状況

該当事項はありません。

2 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社アイ・エス・ピー	1,000	100%	土木測量設計プログラムパッケージの開発および販売 等
株式会社アースプラン	10	100%	磁気探査、土木設計、測量およびコンサルティング事業 等
株式会社クリエイト	30	100%	磁気探査、土木設計、測量およびコンサルティング事業 等
株式会社沖縄設計センター	2,150	100%	設計、測量業務 等
株式会社アドバンスドナレッジ研究所	1,500	100%	熱流体解析ソフトウェアの開発および販売 等
株式会社環境と開発	1,000	100%	産業廃棄物処理施設・再生可能エネルギー発電所の計画および設計コンサルタント事業 等
C.E.LAB INTERNATIONAL CO., LTD	2,283	100%	CADおよび土木解析ソフトウェアを用いたオフショアリングサービス

8. 主要な支店の状況 (2023年12月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
長野本社	長野県千曲市	東京本社	東京都台東区
上越支店	新潟県上越市	山梨支店	山梨県中巨摩郡
松本支店	長野県松本市	埼玉支店	埼玉県三郷市
南信支店	長野県駒ヶ根市	神奈川支店	神奈川県座間市
大阪支店	大阪府堺市	群馬支店	群馬県高崎市
京滋支店	滋賀県大津市	東北支店	宮城県仙台市
福岡支店	福岡県福岡市	北海道支店	北海道苫小牧市

9. 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

1 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
試験総合サービス事業	406名 (21名)	10名減 (2名減)
地盤補強サービス事業	5名 (1名)	2名減 (±0名)
ソフトウェア開発販売事業	30名 (0名)	4名増 (±0名)
全社 (共通)	45名 (2名)	11名増 (1名増)
合計	486名 (24名)	3名増 (1名減)

(注) 1. 従業員は、正社員、契約社員および嘱託社員の人数であります。なおパート社員は () 内に外数で記載しております。
2. 全社 (共通) は、管理部門の従業員であります。

2 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
401名 (20名)	2名減 (1名増)	38.2歳	9.2年

(注) 従業員は、正社員、契約社員および嘱託社員の人数であります。なおパート社員は () 内に外数で記載しております。

10. 主要な借入先 (2023年12月31日現在)

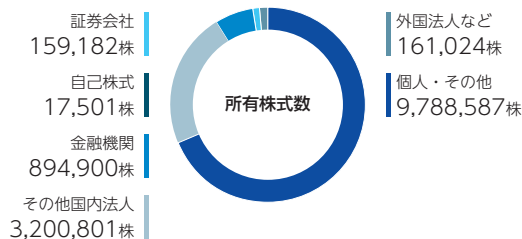
借入先	借入額
株式会社八十二銀行	388百万円
株式会社三井住友銀行	318百万円

2 会社の状況

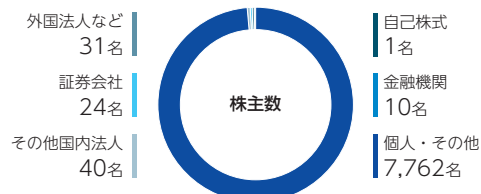
1. 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- 1 発行可能株式総数 18,720,000株
 2 発行済株式の総数 14,204,494株 (自己株式17,501株を除く)
 3 株主数 7,868名

■ 所有株式数別分布状況



■ 所有者属性別分布状況



4 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社Feel	3,094,000	21.78
下平雄二	1,587,400	11.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	625,500	4.39
土木管理総合試験所従業員持株会	534,765	3.76
下平美奈子	444,800	3.13
下平絵里加	284,000	2.00
下平真里奈	284,000	2.00
田中勝明	196,500	1.38
母袋道也	143,000	1.01
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	122,700	0.86

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 会社の新株予約権等に関する事項

- 1** 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- 2** 当該事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

1 取締役および監査役の氏名等（2023年12月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	下 平 雄 二	株式会社アイ・エス・ピー 取締役会長
専務取締役	西 澤 清 一	営業部門管掌、株式会社アースプラン 監査役 株式会社アドバンスドナレッジ研究所 監査役
取締役	松 山 雄 紀	技術第一部門長
取締役	八木澤 一 哉	技術第二部門長、北海道・苫小牧担当
取締役	大 岡 晃 博	営業推進部門長
取締役	中 島 壮 弘	ストラテジックIP事業部門長、パートナーシップ事業部長、DKCラボ部長 株式会社アドバンスドナレッジ研究所 取締役
取締役	中 沢 学	営業部門長
取締役	下 平 絵里加	管理部門長、マーケティング部長
取締役	笠 原 竜 彦	技術第三部門長
取締役	岡 本 俊 也	公認会計士、岡本公認会計士事務所、株式会社イープラス代表取締役、 株式会社共和コーポレーション社外取締役
取締役	飯 島 希	—
取締役	中 澤 悟	株式会社みすず精工 代表取締役社長
常勤監査役	堀 内 久 志	—
監査役	茂 木 正 治	社会保険労務士、茂木社会保険労務士事務所
監査役	丸 田 由香里	弁護士、さくら・NAGANO法律事務所、日置電機株式会社 社外取締役

- (注) 1. 岡本俊也氏、飯島希氏および中澤悟氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 茂木正治氏および丸田由香里氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2 執行役員の氏名等

当社は執行役員制度を導入しております。

2023年12月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

役名	職名	氏名
執行役員	株式会社アイ・エス・ピー代表取締役（出向）	波場 貴士
執行役員	南信支店長	熊田 正
執行役員	現場試験部長、土質試験部長	宮下 和夫
執行役員	ジオロボティクス研究所長	吉田 達哉
執行役員	環境部長	山下 賢治
執行役員	新規事業部長	松山 征平
執行役員	社会基盤マネジメント部長	井上 友博
執行役員	中日本ブロック長	大井 芽
執行役員	経理部長	中澤 健一
執行役員	経営戦略・GC統括室長、株式会社環境と開発 監査役	下地 五月

3 当該事業年度中の取締役および監査役の異動

①就任

2023年3月23日開催の第38期定時株主総会において、笠原竜彦氏が取締役役に就任いたしました。

2023年3月23日開催の第38期定時株主総会において、堀内久志氏が監査役に就任いたしました。

②退任

2023年3月23日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって、田中敦夫氏は監査役を辞任いたしました。

4 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができることと定款で定めておりますが、2023年12月31日現在、各社外取締役および各社外監査役と契約を締結しておりません。

5 取締役および監査役の報酬の総額

	支給人数	報酬等の総額
取締役（うち社外取締役）	12名（3名）	147百万円（3百万円）
監査役（うち社外監査役）	4名（2名）	9百万円（2百万円）
合計	15名（5名）	157百万円（6百万円）

(注) 1. 取締役の報酬の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 2019年3月28日開催の第34期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を含め年額2億円以内（うち社外取締役分1千万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名であります。

3. 2014年3月27日開催の第29期定時株主総会において、監査役の報酬限度額を1千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

6 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針

当社は2021年2月12日の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針について決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役会の報酬等について、内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別報酬等の内容に係る基本方針は次のとおりであります。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみにより構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払う。

②基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その基本報酬の額は代表取締役社長下平雄二氏の一任で決定するものとする。委任した理由は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮し、総合的に勘案しつつ各取締役の担当部門において評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

③業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社は、取締役の業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等を設定していない。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、原則全額基本報酬のみとしている。

7 社外役員に関する事項

①当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	岡本俊也	13回/13回	—	公認会計士としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い助言を適宜行っております。
社外取締役	飯島希	13回/13回	—	環境・気象問題等の見識を有し、社内役員とは異なる観点から企業価値向上のための助言を適宜行っております。
社外取締役	中澤悟	13回/13回	—	会社経営の知見を有し、豊富な経験と優れた見識に基づき、当社の経営に対し適宜助言を行っております。
社外監査役	茂木正治	13回/13回	13回/13回	社会保険労務士としての豊富な経験、知見から当社の経営に対して適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	丸田由香里	13回/13回	13回/13回	弁護士としての豊富な経験、知見から当社の経営に対して適宜、必要な発言を行っております。

②重要な兼職先である法人等と当社との関係

岡本公認会計士事務所、株式会社イープラス、株式会社共和コーポレーション、株式会社みすず精工、茂木社会保険労務士事務所、さくら・NAGANO法律事務所および日置電機株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

4. 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

29百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

29百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務の遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と理由を報告いたします。会計監査人の職務の執行に支障がある場合等必要があると判断した場合は、会社法第344条第1項および第3項に基づき会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

3 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

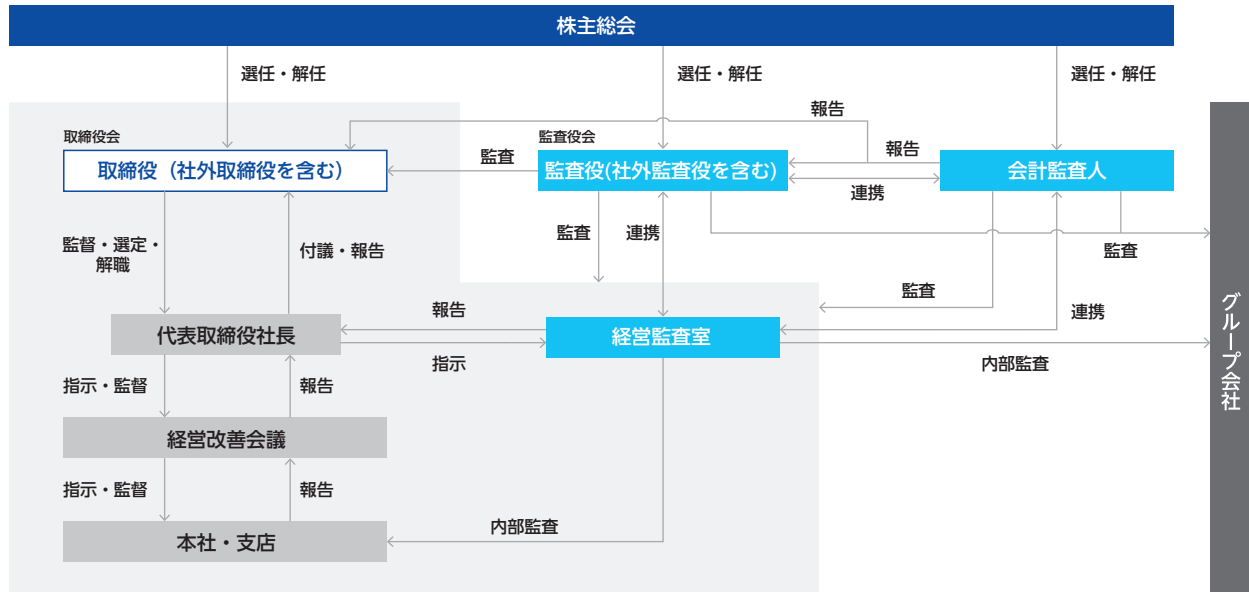
当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a)コーポレート・ガバナンス

- イ. 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款および「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ロ. 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議および社内規程に従い、担当業務を執行する。

ご参考 コーポレート・ガバナンス体制図



ハ. 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化および業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会および代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。

二. 監査役は、「監査役会規程」および「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(b)コンプライアンス

イ. 取締役、執行役員および使用人は、「倫理・コンプライアンス規程」に則り行動する。

ロ. コンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「コンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス体制の充実に努める。

(c)財務報告の適正性確保のための体制整備

イ. 商取引管理および経理に関する社内規程を整備するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努める。

ロ. 財務報告の適正性を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。

(d)内部監査

社長直轄の経営監査室を設置する。経営監査室は、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款および社内規程の遵守状況、職務執行の手続きおよび内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、「文書管理規程」その他の社内規程に従い、株主総会議事録等の職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役および監査役は、いつでも、これを閲覧することができる。また、会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集したうえで、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

市場リスク、信用リスク、投資リスクその他様々なリスクに対処するため、責任部署を設置するとともに、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制および管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行は、「業務分掌規程」等で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

また、当社は、経営方針を定め、中期経営計画と年度計画を策定し、業務執行を担当する各取締役は、自らが所管する各部門において、本計画に基づいた業務執行を行い、定期的に取り締役に進捗状況や対応策の報告を行う。

5 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびその子会社は、グループ方針に基づいた経営管理および経営指導を行い、グループ企業全体の経営効率の向上を図るものとする。

また、「関係会社管理規程」に基づき、財務内容や業務執行上の重要事項の把握、管理、適正な業務執行、意思決定およびそれらに対する監督を行い、「内部監査規程」に基づき、当社経営監査室による監査を実施する。

6 監査役の補助使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助する使用人を選任する。監査役補助者の独立性を担保するため、その任命、解任等独立性に係る各種案件につき、監査役会と協議のうえ、決定するものとする。

7 取締役および使用人による監査役への報告体制

(a)重要会議への出席

監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(b)報告体制

監査役は、いつでも取締役および使用人に対して報告および情報の提供を求めることができ、取締役および使用人は、監査役から報告および情報提供を求められた場合は、遅滞なく情報提供等ができるように、監査役監査の環境整備を図る。

また、監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、併せて内部監査担当および会計監査人と定期的に会合をもち、監査の方法および監査結果等について報告を受け、相互に連携を図る。

8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)経営監査室の監査役との連携

経営監査室は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換および連携を図る。

(b)外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1 コンプライアンス

コンプライアンスの意識向上と不正行為等の防止を図るため、月1回開催される会議において、グループ役職員を対象としたコンプライアンス教育を行い、コンプライアンス意識の向上に努めております。また年間のコンプライアンスプログラムを策定し、コンプライアンス運用実施責任者のもと、全社に向けてコンプライアンス教育を行い、問題の早期発見と改善措置の実施を進めております。

2 リスク管理

当社ではミス・クレーム報告書を運用しており、ミス・クレーム情報をリスク情報として全従業員が共有し、再発防止に努めております。また経営に重要な影響のあるリスクに関しては、取締役会に報告しております。

3 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制に関して、内部統制評価を実施いたしました。

4 内部統制監査体制

経営監査室が監査計画に基づき、全拠点を対象に内部統制監査を実施いたしました。

5 監査役監査体制

各監査役が監査計画に基づき、監査役監査を実施いたしました。監査役会は経営監査室および会計監査人と、監査に有用な情報の共有、意見交換を行い、監査の実効性の向上に努めております。

3. 取締役会の実効性に関する評価

当社は、取締役会を全社基本方針の決定や高度な経営判断、業務執行の監督を行う機関と位置づけ、十分な独立性を有する複数の社外取締役を選任することにより取締役に対する実効性の高い監督体制を構築し、経営の透明性・公正性を確保することが取締役会の役割・責務であると考えております。

1 実効性のある取締役会に向けた取組み

取締役会は、単年度での実効性の向上ではなく、未来に向かって継続的に実効性を向上させることが重要だと考えております。

そのため、毎年、評価、評価結果による検討課題の抽出および対応・改善策の策定を行い、次年度の取締役会の取組みとしてPDCAを実施しております。

2 取締役会の実効性に関する評価

当社は、持続的成長と中期的な企業価値の向上を図るため、東京証券取引所が定める「コーポレート・ガバナンス・コード」に基づき、2023年度の実効性に関する分析・評価を行いました。

その概要は以下のとおりであります。

1. 評価の方法

各取締役・監査役全員（15名）に対し自己評価の趣旨ならびに結果の取扱いについて説明のうえ、取締役会の構成・運営および役割と責務、投資家・株主との関係の項目に関するアンケート（5段階評価および自由記載）を配布し、無記名方式により実施しました。

その集計結果をもとに取締役会の実効性について、分析・評価を行いました。

2. 分析・評価結果の概要

評価の結果、当社取締役会は上記評価項目について概ね適切に機能しており、取締役会の実効性は確保されていることを確認しました。一方で取締役会の実効性をさらに高めていくための課題として以下を確認しております。

1. 規程の改定等の重要事項の審議の質の向上
2. 役員の会計上・法律上の知識や経験の底上げによる分析および対策の精度向上
3. ESG経営やSDGs・TCFDなどの非財務情報についての議論や開示の充実
4. 中長期経営計画についての明確なKPI（重要業績評価指標）の設定

3. 今後の対応

- ・規程の改定等の重要事項の審議の場合は、別途、通常の資料よりも前に各役員へ提供し、十分な検討の時間を確保し、意思決定の根拠を明確にさせ、より深い議論ができるようにする。
- ・専門家や社外取締役等からの教育やアドバイスおよび勉強会を積極的に受けることによる知識の深化を図り、それによる緻密な分析と、効果的な対策の実行を図る。
- ・非財務情報に関する社内体制の整備や、定期的な報告や議論を充実させ、株主やステークホルダーの求める内容や視点を踏まえた情報開示を行うとともに、社員自身が企業価値を高めている姿をより多く発信することで、持続的な成長と企業価値の向上を図る。
- ・中長期経営計画に対し、明確なKPI（重要業績評価指標）を設定するとともに、その進捗確認・分析・見直しに関する議論や決定を定期的に行い着実な目標の達成を図る。

上記の取組みを中心に、役員の闊達な議論が行える取締役会となるよう随時見直しを図り、より取締役会の実効性を高めてまいります。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

■ 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第39期 2023年12月31日現在
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,138,332
受取手形	52,654
売掛金	1,001,402
契約資産	258,609
商品	2,012
仕掛品	295,455
貯蔵品	15,612
その他	64,111
貸倒引当金	△12,592
流動資産合計	3,815,597
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	1,280,147
機械装置及び運搬具（純額）	115,181
工具、器具及び備品（純額）	37,920
土地	547,690
リース資産（純額）	117,293
建設仮勘定	4,590
有形固定資産合計	2,102,823
無形固定資産	
のれん	148,277
その他	158,137
無形固定資産合計	306,415
投資その他の資産	
投資有価証券	387,064
繰延税金資産	157,043
その他	98,447
貸倒引当金	△6,277
投資その他の資産合計	636,278
固定資産合計	3,045,517
資産合計	6,861,115

科 目	第39期 2023年12月31日現在
負債の部	
流動負債	
買掛金	231,534
1年内返済予定の長期借入金	217,423
リース債務	47,429
未払金	272,502
未払法人税等	155,645
賞与引当金	17,700
工事損失引当金	3,585
その他	307,313
流動負債合計	1,253,135
固定負債	
長期借入金	494,749
リース債務	81,335
退職給付に係る負債	355,070
その他	45,715
固定負債合計	976,871
負債合計	2,230,006
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,204,820
資本剰余金	1,154,820
利益剰余金	2,230,530
自己株式	△0
株主資本合計	4,590,172
その他の包括利益累計額	
その他の有価証券評価差額金	39,027
為替換算調整勘定	1,909
その他の包括利益累計額合計	40,936
純資産合計	4,631,108
負債・純資産合計	6,861,115

■ 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第39期	
	(2023年1月1日から2023年12月31日まで)	
売上高		7,326,633
売上原価		4,590,447
売上総利益		2,736,185
販売費及び一般管理費		
役員報酬	285,667	
給料手当及び賞与	796,741	
退職給付費用	46,999	
法定福利費	152,249	
貸倒引当金繰入額	16,223	
減価償却費	98,098	
のれん償却額	95,322	
地代家賃	118,573	
支払手数料	232,447	
その他	419,807	
販売費及び一般管理費合計		2,262,130
営業利益		474,054
営業外収益		
受取利息	157	
受取配当金	11,498	
受取賃貸料	4,079	
売電収入	2,075	
その他	4,050	
営業外収益合計		21,861
営業外費用		
支払利息	4,677	
訴訟関連費用	354	
売電原価	1,088	
株式報酬費用	84	
為替差損	767	
その他	579	
営業外費用合計		7,551
経常利益		488,364
特別損失		
減損損失	113,564	
特別損失合計		113,564
税金等調整前当期純利益		374,799
法人税、住民税及び事業税	228,649	
法人税等調整額	△43,909	
法人税等合計		184,740
当期純利益		190,059
親会社株主に帰属する当期純利益		190,059

■ 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第39期 (2023年12月31日現在)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,487,953
受取手形	50,574
売掛金	879,318
契約資産	214,457
商品	329
仕掛品	263,203
貯蔵品	13,817
前払費用	33,603
その他	13,147
貸倒引当金	△2,628
流動資産合計	2,953,776
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	1,167,084
構築物（純額）	76,841
機械及び装置（純額）	101,466
車両運搬具（純額）	882
工具、器具及び備品（純額）	28,024
土地	509,699
リース資産（純額）	112,496
建設仮勘定	4,590
有形固定資産合計	2,001,085
無形固定資産	
借地権	228
ソフトウェア	33,548
その他	1,640
無形固定資産合計	35,417
投資その他の資産	
投資有価証券	383,075
関係会社株式	1,398,510
出資金	11
破産更生債権等	922
長期前払費用	6,502
繰延税金資産	127,221
その他	62,782
貸倒引当金	△922
投資その他の資産合計	1,978,103
固定資産合計	4,014,606
資産合計	6,968,383

科 目	第39期 (2023年12月31日現在)
負債の部	
流動負債	
買掛金	220,259
1年内返済予定の長期借入金	215,712
リース債務	46,219
未払金	241,263
未払費用	76,097
未払法人税等	92,950
前受金	35,798
預り金	54,874
工事損失引当金	3,585
その他	50,613
流動負債合計	1,037,374
固定負債	
長期借入金	491,308
リース債務	77,729
退職給付引当金	350,600
その他	7,846
固定負債合計	927,484
負債合計	1,964,858
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,204,820
資本剰余金	
資本準備金	1,154,820
資本剰余金合計	1,154,820
利益剰余金	
利益準備金	12,500
その他利益剰余金	
固定資産圧縮積立金	23,818
別途積立金	165,000
繰越利益剰余金	2,404,262
利益剰余金合計	2,605,581
自己株式	△0
株主資本合計	4,965,222
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	38,302
評価・換算差額等合計	38,302
純資産合計	5,003,525
負債・純資産合計	6,968,383

■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	第39期	
	(2023年1月1日から2023年12月31日まで)	
売上高		
完成業務収入	6,102,546	
商品売上高	44,010	
売上高合計		6,146,556
売上原価		
完成業務原価	4,134,971	
商品売上原価	35,619	
売上原価合計		4,170,591
売上総利益		1,975,965
販売費及び一般管理費		
役員報酬	157,057	
給料手当及び賞与	675,273	
退職給付費用	40,378	
法定福利費	121,194	
貸倒引当金繰入額	907	
減価償却費	58,262	
地代家賃	98,650	
支払手数料	178,989	
その他	305,950	
販売費及び一般管理費合計		1,636,664
営業利益		339,300
営業外収益		
受取利息	54	
有価証券利息	131	
受取配当金	168,261	
受取出向料	19,560	
経営指導料	30,570	
売電収入	2,075	
その他	19,447	
営業外収益合計		240,100
営業外費用		
支払利息	4,332	
訴訟関連費用	354	
売電原価	1,088	
株式報酬費用	84	
その他	921	
営業外費用合計		6,781
経常利益		572,619
特別損失		
関係会社株式評価損	165,021	
特別損失合計		165,021
税引前当期純利益		407,597
法人税、住民税及び事業税	139,540	
法人税等調整額	2,716	
法人税等合計		142,257
当期純利益		265,340

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

株式会社土木管理総合試験所
取締役会御中有限責任監査法人トーマツ
長野事務所指定有限責任社員 公認会計士 陸田 雅彦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 朽木 利宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社土木管理総合試験所の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社土木管理総合試験所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容が含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

株式会社土木管理総合試験所
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 公認会計士 陸田 雅彦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 朽木 利宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社土木管理総合試験所の2023年1月1日から2023年12月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月14日

株式会社土木管理総合試験所 監査役会

常勤監査役 堀内 久志 ㊟

社外監査役 茂木 正治 ㊟

社外監査役 丸田由香里 ㊟

以上

第39期定時株主総会会場ご案内図

長野県千曲市雨宮2347-3
 長野本社 4階大会議室
 電話 026-462-0417(長野本社)

■ 交通のご案内

しなの鉄道「屋代高校前」駅をご利用の場合

タクシー……………約6分
 徒歩……………約30分

JR「篠ノ井」駅をご利用の場合

タクシー……………約15分
 送迎バス……………約15分

- 改札出口より係員がご案内いたします
- 運行時間：午前9時～
- 運行間隔：20分
- 無料

お車をご利用の場合（経路 ……▶）

長野自動車道「更埴IC」より…約10分
 (篠ノ井橋南交差点を右折)

- ※ 会場の駐車スペースが限られておりますので、なるべく公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。
- ※ お車でご来場される場合は係員の指示に従っての駐車をお願い致します。
- ※ カーナビをご利用の場合は、上記の住所をご入力くださいますようお願い申し上げます。

